

文化財保護について考える

甲斐素純

はじめに

平成十六年六月十九、二〇日の両日、別府大学を会場に「アーカイブズ、フォーラム大分」が、別府大学史学科創立四〇周年と大分県地方史研究会創立五〇周年を記念して開催された。第一日目は別府大学史学研究会大会として、「現代アーカイブズ事情（日本と世界）」と題して行なわれ、二日目は大分県地方史大会として「市町村合併とアーカイブズ」と題し、午前中は三人の研究発表と午後は筆者を含めた六人のパネラーと一人のコーディネーターとで、シンポジウムが行なわれた。パネラー六人の内、一人は大分県立図書館長、一人は日田市・臼杵市の文化課長（行政の立場）、一人はアーカイブズの専門家（駿河台大学助教授）、一人は公文書を含む近現代史の専門家（別府大学教授）で、民間側からは玖珠郡史談会理事として筆者のみであった（詳細は『大分県地方史』第一九二号、平成十七年六月乞参照）。シンポジウムは内容が多岐に亘り、また筆者の経験不足から充分なる発表ができなかつたので、ここであらためてもう少し記してみたい。

「アーカイブズ、フォーラム大分」（記録資料保存の行方）の開催を告示する黄色の両面チラシには、「市町村合併の動きは最終段階に入り、それぞれの機関の文書や市町村史編纂史料などさまざまな諸資料が廃棄や処分の危機に瀕しています。」とあり、また「大分県地方史研究会は市町村合併とともになう資料保存の危機を地方史の危機として捉え、昨年の大会では、「市

町村合併に伴う公文書等の保存に関する宣言」を採択しました。」ともある。

このように各種文書・資料が廃棄や処分の危機に瀕しているという認識から、前述の記念事業・大会を開催したものと思われる。主催者の別府大学史学研究会・大分県地方史研究会や県公文書館側からは、それぞれ別途に前述の黄色のチラシや保存についての要望書が、各自治体首長や歴史関係研究団体・個人あてに発送された。

この内大分県公文書館長名で九重町長あてに出された平成十六年四月二十三日付の「市町村合併時における公文書等の保存について」をみると、館長の公印を押した同文が町長あてに二部送付されている。文書発送担当者の入れ誤りかあるいは他市町村も各二部づつ入っていたのか確認はしていない。一通は、教育委員会あてを含んでいたものであろうか。九重町では、この二通を同一箇所にファイルしていた。

九重町で同文書の決裁状況を確認させていただいたが、総務課長止まりであった（町長を含め町三役に回っていない）。また教育長・生涯学習課・図書館との相談・認印がないのが現状。各首長あてには毎日書類が山積されるであろうが、記録保存の重要性を理解いただくためにも、行政トップの理解は不可欠である。

このような意味からも、平成十五年六月に大分県地方史研究会が大会宣言した宣言文（平成十五年十月『大分県地方史』第一八九号掲載）は、その際どう処理されたのであるうか（各首長や教育長あてに、個別に送付され理解を求めたのであるうか。）

一、「市町村指定文化財」を含めた『文化財一覧』の刊行を

筆者は文化財保護の第一歩は、まず文化財を指定することだと考える。大分県で文化財保護行政を担当する部署は、大分県教育委員会内の「文化課」。七、八年位前になるか、県教委文化課に電話で「県下各市町村の文化財指定状況を、具体的に知りたいのだが」と尋ねたことがある。国、県指定文化財についてはまとめられているが、各市町村指定については公表できるものはないとのことであった。

国・県指定文化財件数(大分県)

平成16年3月31日現在

国 指 定	県 指 定	合 計	
国 宝	4	4	
重要 文 化 財	72	有 形 文 化 財 445	517
重要無形文化財	1	無 形 文 化 財 2	3
重要有形民俗文化財	4	有 形 民 俗 文 化 財 13	17
重要無形民俗文化財	4	無 形 民 俗 文 化 財 46	50
特 別 史 跡	1		1
史 跡	35	史 跡 95	130
特 別 名 勝	0		
名 勝	1	名 勝 8	9
特別天然記念物	2		2
天 然 記 念 物	18	天 然 記 念 物 80	98
合 計	142	合 計 689	831

選択無形民俗文化財	12	選択無形民俗文化財	22	34
-----------	----	-----------	----	----

登録有形文化財	100
---------	-----

選定保存技術	1
--------	---

市町村指定文化財件数

(平成15年5月1日現在)

有形文化財	1,300件	無形文化財	8件
民俗文化財	240件	史 跡	313件
名 勝	22件	天然記念物	186件
		合 計	2,069件

(大分県文化課、資料提供)

大分県では国・県指定文化財を紹介した平成三年三月刊行の『大分県の文化財』(指定物件写真付き)があり、また同十六年三月には『大分県文化財一覧』を刊行している。それを見ると、平成十六年三月三十一日現在、国指定一四二件・県指定六八九件・国の選択無形民俗文化財十二件・登録有形文化財一〇〇件・選定保存技術一件及び県の選択無形民俗文化財二十二件がある。また県下の市町村指定文化財総数は、平成十五年五月一日現在で、二、〇六九件。市町村指定文化財も含めた全指定文化財を編集・整理して、県民にもどこにどんな指定物があるのかを衆知、公開してもらいたい。そしてその冊子は、県下市町村や図書館配布のみならず、一般用にも実費頒布の体制をとつてもらいたいと考える。

各市町村の指定状況・内容をみると、指定水準・範囲も分かり、相互に刺激になる。また他市町村からの視察・史跡めぐり等、観光面でも役立つものと考える。また他地区から指定文化財を求めて見学に来ると、指定物件の所有者やその周辺の認識も変わり、それは文化財保護に直結すると思われる。

かつて文化課におられた後藤正一氏は、「文化財担当者や文化財調査員（保護委員）の講演会等で、「文化財指定が多いか少ないかで、その町の文化財行政が進んでいるかどうかが分かる」といった主旨の話をされていた。筆者らも「そうか」と思い、一生懸命文化財の悉皆調査とその後の指定作業を行ってきた。

九重町に於いて、実質的に文化財行政がスタートした昭和五十年代初めには、国指定が二件、県指定が三件であった。その後調査活動の進展で県指定が十一件増え、町指定は〇件から三十三件となつた。無論指定するからには、標柱・説明板・案内板の設置や、町内全指定文化財の位置・概要・写真を付けた所在マップ付きの印刷物も、全戸無料配布した。

今次平成の大合併で多くの市町村が一つになろうとしている。県下の市町村をみると、それぞれの立場で文化財行政がなされ、比較的指定作業の進んでいた所とそうでない市町村との差があるようだ。つまり指定するだけの価値のある文化財でも、未指定の物件が多々あるようだ。

つまり広域合併をする以前と以後とで、その状況がどう変わるのか、合併前の現時点で、県下各市町村の指定状況を具体的に把握し、確認しておく必要があるのでないだろうか。そして合併一〇年後位を経て、指定作業の遅れていた旧市町村の文化財がどうなつていったのか、指定作業が統一的に進んだのかどうなのかを、チェックする必要がある。

前述したように平成十六年六月二十日のシンポジウムの参加を引き受けてから、五月二十五日大分県文化課をお尋ねし現状をお伺いした。対応した文化財管理係の職員に依ると、市町村指定文化財の整理・編集・公刊の必要性を認めつつも、具体的な作業となると……ということであった。

それではこの点、他県ではどうなっているのであろうか。九州各県の文化課・文化財課に直接尋ねてみた。九州では熊本県

指定文化財一覧表(熊本県)

平成16年3月15日現在

区分		国指定	県指定	市町村指定	計
有形文化財	建造物	26	43	494	563
	絵画	2	11	46	59
	彫刻	11	52	208	271
	工芸	5	54	167	226
	書跡	8	30	89	127
	典籍	0	0	3	3
	古文書	3	2	73	78
	考古資料	4	10	79	93
	歴史資料	0	4	36	40
	小計	59	206	1,195	1,460
無形文化財	芸能	1	3	5	
	工芸技術	0	2		
	小計	1	5	5	11
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	9	41	50
	無形の民俗文化財	2	35	213	250
	小計	2	44	254	300
記念物	遺跡	31	83	570	684
	名勝地	6	1	34	41
	動物・植物・地質鉱物	22(7)	37(1)	281	340(8)
	小計	59	121	885	1,065
伝統的建造物群保存地区		0	0	0	0
文化財の保存技術		0	0	0	0
合計		121	376	2,339	2,836

()は地域を定めないで指定しているものを再掲。

登録・選択等文化財一覧表

	国	県	市町村	計
登録有形文化財	68	0	3	71
選択の無形文化財	1	0	0	1
選択の無形民俗文化財	8	0	1	9
重要美術品	15	0	0	15
環境保全地区	0	0	1	1

備考

重要美術品（昭和8年施行の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき認定されたもの）
環境保全地区（指定文化財の環境を保護するため設定された地域）

(熊本県文化課資料提供)

のみが、県下の各市町村指定を含んだ『熊本県文化財一覧』(A四版。平成十六年三月、数年毎に更新)を作成している。熊本県では、一般にも有償頒布しているとのこと。本書の目次は、「一、国指定文化財、二、国選択の無形文化財、三、国選択の無形民俗文化財、四、重要美術品、五、県指定文化財、六、市町村別指定文化財、七、国・県指定文化財解除一覧、八、熊本県の国登録有形文化財、九、市町村教育委員会連絡先となっている。国指定と県指定文化財については種類別に記され、「名称、員数、所在地、所有者、指定年月日、摘要、備考」欄が付されている。また「六、市町村別指定文化財」については、「指定種別、名称、所在地」のみが記されている。各市町村別に国・県指定が再録され、その次に市町村指定文化財が記されている。

これについては摘要がないのが残念だが、各市町村でどのような文化財が指定されているのかを把握できる。これによって、個別に詳細を知りたい物件については、直接市町村への連絡が可能になった。

二、「大分県地域史研究連絡協議会」(仮称)の設立を ～文化財保護の理解と連携のために～

九州では現在、福岡・長崎・宮崎県で歴史関係団体の連絡協議会が組織されている。各協議会では総会をし、春季及び秋季の発表大会と会報の発行など、それぞれ活発に活動している。

文化財や古文書の資料保存は、行政のみでは決して充分とは言えない。この点、民間との協働体制を構築する必要がある。これについては県内で筆者が初めて主張するのではなく、既に有識者によって詳細に分析・記述がなされている。これについては県内で筆者が初めて主張するのではなく、既に有識者によって詳細に分析・記述がなされている。例えば、平成八年二月刊の『大分県地方史』第一六〇号で佐藤晃洋氏は、「大分県における記録史料の保存・利用～その現状と可能性～」と題し発表されている。同書で佐藤氏はまず最初に、「一、記録史料の保存・利用の現状」と題し、(一)史料所

在調査と史料集刊行、(二)『大分県史』編纂と史料調査、(三)市町村史誌編纂と史料調査、(四)図書館等における史料の保存利用に

宮崎県地方史研究連絡協議会会則（抜粋）

（会の名称）

第1条 この会は、宮崎県地方史連絡協議会（宮史連）と称し、事務局を宮崎県立図書館内に置く。

（目的）

第2条 この会は、地方史研究に関わる機関、団体及び個人の相互連携を図り、研究成果の交流並びに史・資料及び情報交換につとめ、宮崎県を中心とする地方史研究の推進を目的とする。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 機関紙の発行
- (2) 研究協議会、研究発表会の開催
- (3) 講習会、展示会等の開催
- (4) 県内史・資料の収集あっせん
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 この会は、宮崎県の地方史研究に関わる機関、団体及び個人で、この会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

但し、会費2年以上未納の場合は、会員の資格をなくす。

（会費）

第11条 この会の会費は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 30名以下の機関、団体 | 年額 4,000円 |
| (2) 31名以上51名未満の機関、団体 | 年額 4,500円 |
| (3) 51名以上の機関、団体 | 年額 5,000円 |
| (4) 個人 | 年額 1,500円 |

会の設立は、昭和48年11月。現在、加盟団体数24・個人会員9
会報『地方史みやざき』を年1回発行

（現在、第49号・A4版・平均12ページ）

長崎県地方史研究会会則（抜粋）

（名 称）

第1条 この会は、長崎県地方史研究会と称する。

（事務局）

第2条 この事務局を、長崎市立山1丁目1番51号 長崎県立長崎図書館に

おく。

（目 的）

第3条 この会は、長崎県内の地方史の研究と調査研究のための資料収集、

情報交換ならびに地方史研究の相互連携を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 地方史研究資料の収集と紹介ならびに情報交換

二 機関誌の発行

三 地方史研究会ならびに講演会

四 各種文化団体との連絡協調

五 その他、この会の目的達成に必要な事業

（組 織）

第5条 この会の趣旨に賛同する県内の地方史研究団体、および地方史の研究をしている愛好者をもって組織する。

～ 略 ～

第12条 この会の運営に必要な経費は、次のとおりとする。

会費 団体加盟会員 一人につき年額 600円

個人会員 一人につき年額 800円

※設立は昭和46年。

現在、加盟団体数 21(363人)

個人会員数 20

会員の皆様には、年2回地方史だより（A4版 現在62号発行・平均16ページ）の送付と講演会等行事へのご案内をいたします。

年会費 団体加入 一人につき600円 個人加入800円

（個人の場合は、お一人でも加入できます）

ついて記されている。

その中で、昭和五十一年度から二カ年にわたり行ってきた佐伯市教育委員会の佐伯藩史料調査で、『佐伯藩史料目録』が刊行されたこと。また平成二年から杵築市教育委員会が行った杵築藩関係古文書調査事業の報告書が刊行されたが、それぞれ一般公開できるという状態にはなっていないと指摘している（五〇頁）。

そして「一」番目に、「記録史料の保存・利用の可能性」について記されている。佐藤氏は、「今後の課題として、個々の活動をいかにネットワーク化し、大分県全体としていかに史料の保存利用を進めるか、ということを考えいかなければならぬ。県内各地の各種史料保存利用機関などのネットワークが形成され、有機的に組み合わせられることによって、全体として記録史料の保存や利用をおこなう史料保存利用機構が成立することになるといえるのである。」（五三頁）といい、情報収集・紙面の提供などその受け皿として、「大分県地方史研究会」の役割は大きいとしている。

また「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会」のような県全体を網羅する史料保存の協議機構の整備・組織化が必要といい、一日も早く組織化し、貴重な歴史的遺産といえる記録史料を保存する方途を協議し、実践していかなければならないと記している（五四頁）。

また「大分県地方史研究会をはじめ地域の歴史研究団体は、史料保存の重要性を認識しているはずなので、いろいろな機会を活用し、会員、非会員を問わず、記録史料の保存・利用について訴える場を設定してほしいものである」と述べ、「今後、記録史料の保存・利用について盛んに論議されることを念願する次第である。」と結んでいる（五六頁）。

次に平成十年十月十八日には、大分県立図書館主催の稻葉家文書収蔵記念シンポジウム「失われゆく地域史料を如何にすべきか」が開催された。同シンポジウムの要旨は平成十四年三月発行の先哲史料館『史料館研究紀要』第四号で紹介されているので、若干記してみる。当日は平井義人氏の基調提案と大友一雄氏、重田正夫氏、湯浅隆氏、飯沼賢司氏のリレー講演があった。

この中で飯沼氏は、「地域に於ける史料保存の軌跡と課題～大分県を中心として～」という講演をされた。飯沼氏は五項目（一、特筆すべき大分の中世史料、二、大分県における史料の編纂の歩みと史料保存、三、大分県宇佐風土記の丘歴史民俗資料館（現大分県立歴史博物館）の登場と史料保存、四、大分県公文書館と先哲史料館の登場）を挙げ解説された。

五番目の中項目には、「地域史料の保存の課題～大分県の史料公開と保存の未来～」を掲げ、「①史料保存機関同士の関係」ということで「今後の問題としては、個別の博物館や史料館の史料保存ではなく、大分県としてどのように考えていくのか」というコンセンサスが重要となってくる。このシンポジウムがそのようなコンセンサスの出発と位置づけられる。今後は、文化課などに県内史料の保存について協議ができる恒常的会議を設置することが望ましい」と指摘している。

そして平成十年十一月十六日の、大分合同新聞朝刊に掲載された平井義人氏の「史料保存シンポジウムの成果と課題」によると、大分県に県の施設として公文書館と先哲史料館とがあるが、「市町村や地域の人々の協力なしでは、県内全体に所蔵されている史料の保存について、十分に目を光らせることは難しい。この点を指摘して飯沼氏からは、先程の提言があったことをあらためて紹介している。

平井氏は同新聞で、「今後は、県の史料保存利用機関と市町村・史料保存関連民間諸団体との間で、史料保存のための何らかのネットワークづくりが必要となってくることは間違いない。」と述べている。つまりこの問題は、既に先人によってそれぞれ指摘されているのである。

先に紹介した佐藤氏の平成八年二月の提言は、今回大分県地方史研究会の主催で「アーカイブズ、フォーラム大分」という型で、一步前進したことになる。またもう一方の、組織化の必要を解かれた埼玉県のような県単位の協議会は、未だ設立されていない。この点行政側（県文化課・県立図書館など）として、具体的な検討がなされているのであろうか。「何らかのネットワークづくりが必要」という抽象的な表現をもつとはつきりすると、九州では福岡・宮崎・長崎で既にこれに類する協議会的なものが組織されている。筆者は前述のような連絡協議会と、県下の歴史・文化関係の公的機関とが合体したような組織が、

一番いいのではないかと考えている。(以上のように、個々の主張や指摘だけでそれらが具体化されていかないのは、なぜであろうか。具体化への検討が期待される。)

既に協議会が設立された所では、「(一〇〇)」年十一月十二日の新潟県歴史資料保存活用連絡協議会の研修会で、「公文書を歴史資料として残すために」を開催。同年十一月八日には千葉県郷土史研究連絡協議会が、「市町村合併時に於ける公文書等の保存に関する声明」を出している。また「(一〇〇)」年一月二十四日には秋田県市町村史料保存機関連絡協議会が、「市町村合併と公文書保存」というテーマで開催されている。(『記録と史料』第十三号、平成十五年三月「市町村合併における公文書等の保存に関するこれまでの動向」新井浩文報告、全国歴史史料保存利用機関連絡協議会)

三、公文書は、地域住民の共有財産

大分県地方史研究会、平成十六年五月の「近世部会」に於いて平井義人氏は、「市町村合併と文化財のゆくえ」シンポジウムの準備として」と題し講義された。同氏は八つの項目をあげ、五番目の項目で「行政文書は何故保存されないか?」といふことで、次の小項目を示された。(一)歴史資料に対する地域住民の理解が乏しい……一部研究者だけのための史料?、(二)「公文書館」第三条をめぐる法曹界の判断、先例の希薄性……プログラム規定?、※長野県のオリンピック関係文書の一斉廃棄問題、(三)「文化財保護法」の欠陥……歴史資料は一貫して扱うべき?、(四)「情報公開法」「個人情報保護法」の影響、(五)利用公開を考えない保存のあり方……(宇田町)小野市文書廃棄の原因、(六)たてわり行政の弊害……首都部局文書課・教育委員会文化財保護担当課・生涯学習課(図書館・公民館)、県立学校etc、(八)(自治体の財政事情)……現在のままの意識では、財政事情が好転しても文書館はできないだろう。

右について、筆者の考えを少し述べてみたい。(一)については、住民全体の資料であることの認識をもつてもらうための啓蒙活動や、行政文書を使った研究・発表が盛んに行なわれなくてはならない。

この点酒井一氏の、「地域史と資料館活動—尼崎の場合—」（『岩波講座日本通史』別巻二所収、一九九四年、岩波書店）が参考になる。「尼崎市立地域研究史料館」の諸活動については周知のことと思われるが、酒井氏はこの論文で史料館設立に至る道（過程）、なぜ文書を保存するのか、危機に立つ文書群の保存といった点について論じられている。

尼崎市では一九六六年（ハハ年にかけて、『尼崎市史』全十三巻、別冊一巻を刊行している。その間、市史編纂室で所在確認、史料収集・保存された近世・近代文書は、順次その全てが目録化されている。そして目録化を終えた文書の保管者には、保管用のブリキ製衣装缶を無償配布し、定期的に除虫剤を入れかえるなどのサービスを実施した（三七二頁）という。

その様な中で市史編纂室では、一九七一年十月に紀要『地域史研究』（同紀要については、『玖珠郡史談』と交換しており、事務局に定期的に送付されている）を創刊した。また史料館自体は、一九七五年財団法人尼崎市総合文化センターのビル完成と同時に、七階に開館した。

同史料館では平成八年三月に『尼崎地域史事典』を完成させている。各県では県別の百科事典類が刊行され、また県史や市町村史誌類の刊行が行なわれている。しかし県よりもっと身近な市町村の行政枠を越えた地域（それは文化や地形・水系・歴史を一つにする）を対象とした総合事典が、今後編纂されていくであろうが、その先駆けともなっている。

酒井氏は前記論文の「二、なぜ文書を保存するか」で、高野修・山中永之介両氏の考え方を、次のように紹介している。

尼崎の史料館に一步先んじた藤沢文書館の存在も大きい。同館は一九七四年七月に設置された。同市では市役所に市域の戸長役場文書が集められていたが、六三年一一月初旬にこれが一挙に焼却された。この種の動きは当時としてかなり全国的にみられたことでもある。それ以前にも五三年公布の町村合併促進法による町村合併とこれにつづく開発ブームの中で数多くの公文書が処分された。大規模化した市町の新庁舎を前に集められた文書が焼失されたり、庁舎移転に際して処分された例は多い。旧町村役場の倉庫に置きざりにされた公文書はむしろ幸せな方である。

藤沢市では高野修が教員から転じて市図書館・市史編纂室の体験を通じて市文書館設立の推進力となつた。（中略）

高野は、保存年限の切れた文書でも地域住民にとって役立つものは地域と次の世代に遺すのが行政当局の責務であり、税金によって作成された公文書は、すべて納税者に帰属するという原則的な発想に立っている。

この考え方は改めて認識する必要がある。地方自治体史の編纂にいくつかかわり、情報公開条例の制定・運用の経験をもつ山中永之介も、「一般に行政文書（史料）は、いうまでもなく税金を使って作成されたものである。それゆえ、地方自治体の行政文書（史料）は、その自治体住民の財産である。従って、これをむやみに廃棄することは、住民の財産を廃棄することにほかならない」とし、この考えは民主政治の論理からすれば当然のことであり、その点を保存の原点とすべきであると指摘している〔山中一九八八〕。

高野氏や山中氏の考え方、つまり地方自治体の行政文書は、その自治体住民の財産であるという認識が大切であり、これといかに啓蒙していくかが課題である。

そのためには筆者が前述したように、大分県の歴史関係研究団体及び個人・歴史資料館等の連絡協議会設立やその活動を通じて、あるいは既存の歴史関係研究諸団体の会報・機関誌を通じて、行政側や地域住民に理解を求める作業が必要（市民運動欠如の前提条件整備）となってくる。

自治体の財政事情の厳しさもあってか、やはり住民が直接声を挙げなければ、行政は動かない。また行政側（保存すべき）にのみ責任を押ししつけるのではなく（無論、平井氏が指摘するような法の欠陥やたてわり行政の弊害もあるが）、行政と共に保存・活用する「協働体制」づくりが必要となってくる。

最後に、「利用公開を考えない保存のあり方」について、一つだけ記しておきたい。平井氏から、近年「小野市（役場）文書」の廃棄という大変残念な出来事についての説明があった。宇田町小野市には明治以降の行政文書が多数あり、それは役場庁舎の屋上に通じる階段に山積みされていたという。貴重な資料と認識するある旧職員は、このことを教育委員会の職員に代々語り継いできたが、その人のちょっととした隙にその資料は一括廃棄されてしまったという。

まさに利用を考えない、建物の片隅に山積みするだけの保存であつたので、価値を知らない人によつていとも簡単に処分された。これが総務課で永久保存資料として保管・処理されるか、資料館、図書館へ移管されるかしていれば……。また一括して町指定文化財に指定し、文書目録の作成・写真・映像処理され関係者に公開されていれば、廃棄は免れたものと思われる。この点酒井氏は、「三、危機に立つ文書群と保存」の中で、「たまたま合併時に旧村の倉庫に残され、あまり利用者もないまま幸いに生きのびた好史料もある。（中略）これらの史料群の生命を維持する方法は、文書の整理と目録づくりであろう。これが第一歩である。（中略）廃棄を免れる手はじめとしてぜひとこの作業が必要であろう。」（三七九頁）という。^④

注①この点については、『大分県地方史』第一九二号（平成十七年六月）の五〇周年記念特集『市町村合併と文化財のゆくえ』に掲載された、シンポジウム「市町村合併とアーカイブズ」の中で菊田徹氏（臼杵市文化財課長）は、「行政の中では決裁区分というものを設けておりまして、その来た文書が市町村の政策的問題に、あるいは、財政的問題に深く関わることでなければ、長の決裁を仰ぐところまでいくことを」と述べています。それ以外のたとえば調査依頼といったものですが、たとえば課長決裁とかあるいは部長決裁という段階で止まつて、とはないのです。それ以外のたとえば調査依頼といったものですが、たとえば課長決裁とかあるいは部長決裁という段階で止まつて、

絡協議会」がある。

「総合協議会」がある。同会は昭和五十三年八月結成されたもので、県下の文化財愛護少年団をもって組織し、目的は「加盟少年団が相互の連絡を密にすることによって、文化財愛護活動の強化・発表をはかること」（第二条・三条）とある。

上まで行かない仕組みになっているのです。」（九頁）といふ。
注②大分県教育委員会文化課内には、「当分の間、事務局を大分県教育庁文化課内におく」（規約第五条）という「大分県文化財愛護少年団連

全国トップクラスの組織率という。

注③この点平井義人氏は、「記録史料調査事業の成果と課題」(『史料館研究紀要』第七号所収、一〇〇一年三月、大分県立先哲史料館)において、先哲史料館の「大分県記録史料調査第Ⅱ期事業」の骨子と史料巡視体制の確立について記されている。

同氏はⅡ期事業の主体を史料の撮影業務（デジタル画像）に置くといい、県下を六地域に分け、各地域五年を日途に地域内の市町村から希望のあがった史料につき撮影作業を実施し、順次地域を移していくという設定という。そして地域史料の保存は行政だけの問題ではなく、一般住民の協力が必要であるという。そのためには、撮影成果物を閲覧利用できる体制に持ち込むことが肝要だという。

そのように考えた場合、史料の詳細情報は目録化を優先するのではなく、画像撮影を優先する必要が改めて認識されよう。（一八〇九頁）といふ。

またここで目録を作成する意義・必要性を否定するものではないとも言われているが、画像撮影を優先するという考えは賛成であるが、同時に目録化も平行して行なわれば理想である。また先哲史料館のこの第Ⅱ期事業が、平成十二年度に始まり終了を同四十一年にしているのが気になる。資料の廃棄・散逸は、時を待ってくれないからである。

(平成十七年八月二十五日稿)

(玖珠郡九重町大字松木)